



# 長野県報

10月19日(月)  
令和2年  
(2020年)  
第148号

## 目 次

### 条 例

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（職員課、園芸畜産課）	3
長野県県税条例の一部を改正する条例（税務課）	3
長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（文化政策課信濃美術館整備室）	3
地方税法第37条の2 第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（県民協働課）	5
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（薬事管理課、農業技術課）	5
長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（環境政策課）	5
長野県脱炭素社会づくり条例（調査課）	6

### 規 則

長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則（教育政策課）	8
--	---

### 告 示

令和2年9月4日専決処分した令和2年度補正予算の要領（財政課）	9
令和2年9月24日成立した令和2年度補正予算の要領（財政課）	9
令和2年10月9日成立した令和2年度補正予算の要領（2件）（財政課）	9
身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	11
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称変更（障がい者支援課）	12
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定辞退（障がい者支援課）	12
長野県希少野生動植物保護条例に基づく保護回復事業の事業計画の認定（自然保護課）	13
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	13
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	13
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除（砂防課）	14
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	14
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	14
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	14
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	14
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課）	15
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（砂防課）	15
交通安全活動推進センターに関する規則に基づく指定を受けた者の代表者の氏名の変更届出（交通企画課）	15

### 公 告

准看護師試験の実施（医師・看護人材確保対策課）	16
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（6件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	17

**本号で公布された条例のあらまし**

## ◇ 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 漁業法の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、令和2年12月1日から施行します。
- 

## ◇ 長野県県税条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 公益的な活動を行う特定非営利活動法人を支援するため、個人県民税の寄附金控除の適用対象に、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例で定める特定非営利活動法人に対する寄附金を追加したほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和4年4月1日）から施行します。
- 

## ◇ 長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（条例第35号）

- 1 長野県信濃美術館の整備に合わせ、美術館の名称を長野県立美術館に改称するとともに、利用料金の額等を改めたほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、公布の日（美術館の名称の変更は、令和3年4月1日）から施行します。
- 

## ◇ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（条例第36号）

- 1 公益的な活動を行う特定非営利活動法人を支援するため、地方税法の規定に基づき、個人県民税の寄附金税額控除の適用対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定めました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行します。
- 

## ◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第37号）

- 1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
  - 2 肥料取締法の一部改正により、同法の題名が「肥料の品質の確保等に関する法律」に改められたこと等に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
  - 3 この条例は、公布の日（一部の規定は、令和2年12月1日）から施行します。
- 

## ◇ 長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例（条例第38号）

- 1 事業者による適正な環境配慮の一層の促進を図るため、評価書についての知事意見、事業者による評価書の補正等の手続を導入したほか、所要の改正を行いました。
  - 2 この条例は、令和3年2月1日から施行します。
- 

## ◇ 長野県脱炭素社会づくり条例（条例第39号）

- 1 循環型かつ災害に強い強靭な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、持続可能な脱炭素社会づくりについて、基本理念及び施策の基本的事項等を定めました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第33号**

長野県退職年金及び退職一時金に関する条例及び長野

県手数料徴収条例の一部を改正する条例

(長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第1条 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例（昭和32年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第61条第2項第12号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第32条」を「第173条」に改める。

(長野県手数料徴収条例の一部改正)

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の51の項中「第10条の」を「第69条第1項の」に、「漁業権の免許」を「漁業の免許」に、「第14条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）」を「第72条第6項」に、「漁業権の共有」を「団体漁業権（共同漁業権を除く。）の共有」に、「第22条第1項」を「第76条第1項」に、「第26条第1項ただし書」を「第79条第1項ただし書」に、「区画漁業権」を「個別漁業権」に、「第36条第1項（同条第4項）」を「第88条第1項（同条第5項）」に改める。

**附 則**

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

職員課  
園芸畜産課

長野県県税条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第34号**

長野県県税条例の一部を改正する条例

長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第21条の5第1項第3号中「前号」を「前号及び次号」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。第40条の2の2第1項及び第60条第1項において同じ。）に係る事業に連する寄附金のうち、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（令和2年長野県条例第36号）本則の表に掲げる特定非営利活動法人に対するもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

第29条第2項中「第9条の7第6項」を「第9条の7第5項」に改める。

第40条の2の2第1項中「（特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動をいう。第44条において同じ。）」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の長野県県税条例の規定中法人の県民税に関する部分は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

税務課

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

**長野県条例第35号**

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**長野県立美術館条例**

第2条中「美術に関する資料」を「美術品」に、「ため」を「とともに、美術の振興を図り、もって教育、学術及び文化の向上に寄与するため」に、「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に改める。

第11条第1号中「美術作品」を「美術品」に改め、同条第5号中「第10号」を「第11号」に改める。

第12条第3号中「展示資料」を「展示品」に改める。

第14条第1項中「展示資料」を「展示品」に、「展覧会等の開催のため美術館の展示施設」を「県民ギャラリー若しくは多目的ルーム」に改め、同条第3項中「利用料金」を「県民ギャラリー又は多目的ルームを利用する場合の利用料金」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項の次に次の3項を加える。

3 常設に係る展示品を観覧する場合の利用料金の額は、1人1回について700円の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 特別企画に係る展示品を観覧する場合の利用料金の額は、あらかじめ知事の承認を得て、特別企画ごとに指定管理者が定めるものとする。

5 知事は、前項に規定する承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が当該申請に係る特別企画と規模、形態等において類似の特別企画に係る展示品を観覧する場合の料金と比較して均衡のとれたものであると認めるときは、承認をするものとする。

第15条第1号を次のように改める。

(1) 国又は地方公共団体が利用するとき。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(利用料金の還付)

第16条 指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、知事が定める額を基準とした額を還付することができる。

(1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。

(2) 利用の申込みをした者が知事が定める日までにその申込みを取り消したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が定める特別の理由があるとき。

別表を次のように改める。

(別表) (第14条関係)

#### 1 県民ギャラリー及び多目的ルーム

区分	金額		
	午前9時から午後零時30分まで	午後1時から午後5時まで	午前9時から午後5時まで
県民ギャラリー	円 一	円 一	円 23,400
多目的ルーム	文化芸術活動を利用する場合	6,000	6,900
	文化芸術活動以外を利用する場合	24,200	27,600
			55,200

(備考) 1 入場料又はこれに類するものを徴収して利用する場合は、この表に掲げる区分に従い、当該区分に定める額に100分の130を乗じて得た額とする。

2 県民ギャラリーの一部を利用する場合の利用料金の額は、当該利用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。

#### 2 備品等

区分	金額
備品を利用する場合	知事が別に定める額
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第2条の改正規定（「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に改める部分に限る。）及び次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（長野県美術品取得基金条例の一部改正）

2 長野県美術品取得基金条例（昭和54年長野県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に改める。

文化政策課信濃美術館整備室

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第36号

地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例

地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)は、次の表のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人エリアネット更埴	千曲市

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県民協働課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第37号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の33の項中「第14条第6項(同条第9項後段)」を「第14

条第7項(同条第13項後段)」、「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表の48の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「又は第2項」を「又は第3項」に改める。

#### 附 則

この条例中、別表第1の33の項の改正規定は公布の日から、同表の48の項の改正規定は令和2年12月1日から施行する。

薬事管理課  
農業技術課

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

### 長野県条例第38号

長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例

長野県環境影響評価条例(平成10年長野県条例第12号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第22条」を「—第22条」に改める。

第21条の見出し中「作成」を「作成等」に改め、同条第1項第1号中「次条」を「第22条」に改め、同項第2号中「もの」を「場合」に、「次条」を「次条から第22条まで」に改め、同条第3項中「(次条において「要約書」という。)」を削り、同条に次の1項を加える。

4 知事は、前項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、評価書及びこれを要約した書類をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第21条の次に次の2条を加える。

(評価書についての知事の意見)

第21条の2 知事は、前条第3項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、必要に応じ、規則で定める期間内に、事業者に対し、評価書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 前項の場合において、知事は、期間を指定して、評価書について関係市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 第1項の場合において、知事は、評価書について長野県環境影響評価技術委員会の意見を聞くことができる。

4 第1項の場合において、知事は、前2項の意見を勘案するものとする。

5 知事は、第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを関係市町村長に送付するとともに、当該意見及び第2項の意見をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(評価書の再検討及び補正)

第21条の3 事業者は、前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案して、評価書の記載事項に検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

- (1) 第6条第1項第2号に掲げる事項の修正（事業規模の縮小、規則で定める軽微な修正その他の規則で定める修正に該当するものを除く。）同条から次条までの規定による環境影響評価その他の手続を経ること。
- (2) 第6条第1項第1号、第14条第1項第2号から第4号まで若しくは第7号又は第21条第2項第2号から第4号までに掲げる事項の修正（前号に該当する場合を除く。）評価書について所要の補正をすること。
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 技術指針で定めるところにより当該修正に係る部分について対象事業に係る環境影響評価を行うこと。
- 2 事業者は、前項第3号の規定による環境影響評価を行った場合には、当該環境影響評価及び評価書に係る環境影響評価の結果に基づき、規則で定めるところにより、評価書の補正をしなければならない。
- 3 事業者は、第1項第1号に該当する場合を除き、同項第2号又は前項の規定による補正後の評価書及びこれを要約した書類の送付（補正を必要としないと認めるときは、その旨の書面による通知）を、知事及び関係市町村長に対してしなければならない。
- 4 知事は、前項の評価書及びこれを要約した書類の送付を受けたときは、評価書及びこれを要約した書類（同項の通知を受けたときは、当該通知）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 第22条の見出し中「等」を「及び縦覧」に改め、同条中「知事は、」の次に「第21条の2第1項の意見を述べる必要がないと認めるときは」を加え、「要約書の送付を受けたときは、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、評価書及び要約書」を「これを要約した書類の送付若しくは同項の通知を受けたときは、評価書（同条第1項第2号又は第2項の規定による補正が行われた場合は、補正後の評価書。以下同じ。）及びこれを要約した書類」に、「要約書を公告」を「これを要約した書類を公告」に改める。

第23条中「第21条第1項」の次に「又は第21条の3第1項」を加える。

第26条第1項中「又は」を「、第21条の3第1項又は」に改める。

第40条第1項の表の第30条の2第1項ただし書の項を次のように改める。

第30条の2第1項ただし書	評価書	法第26条第2項に規定する評価書（以下「評価書」という。）
	第14条第1項第6号のウ	法第14条第1項第7号のハ

第40条第1項の表の第31条第1項第2号の項を削り、同表中

第31条の2第1項第1号
第31条の2第1項第2号及び第32条第1項第1号
第31条の2第1項第2号

を

に改める。

第31条の2第1号
第31条の2第2号及び第32条第1項第1号
第31条の2第2号

#### 附 則

この条例は、令和3年2月1日から施行する。

環境政策課

長野県脱炭素社会づくり条例をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第39号

##### 長野県脱炭素社会づくり条例

本県は、多様な生態系を育む豊かな森林や清らかな水、再生可能エネルギーを生み出す起伏に富んだ地形等に恵まれ、私たちはこうした美しく豊かな環境を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、近年、世界各地で集中豪雨や猛暑、海水平面上昇

といった地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が現れており、我が国においても台風や洪水により人々の暮らしや生命に深刻な被害が生じるなど、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、日々大量に生産、消費されるプラスチック製品は、生産過程や燃焼時において二酸化炭素が排出されるほか、河川等を通じて海に流れ込むことにより海洋を汚染するなど、環境負荷の大きな原因となっています。

そこで、本県は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し世界中の自治体と協働して取り組むため、「持続可能な社会づくり

りのための協働に関する長野宣言」を行ったほか、都道府県で初めての「気候非常事態宣言」を行い、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにするという決意を表明しました。

こうした地球規模の課題には、県民、事業者、行政等あらゆる主体の行動が大きく影響しています。そうしたことを意識しながら、私たち一人ひとりが、エネルギー使用、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、我が国に元来根付いている「もったいない」の精神をもって、それぞれの立場で実行可能な地球環境にやさしい取組を行っていく必要があります。また、こうした取組を拡大することは、産業イノベーションを喚起し、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものとして期待されます。

このような認識に基づき、これまで全国トップレベルのごみの減量等、先駆的な取組を行ってきた本県において、県民総ぐるみの運動により持続可能な脱炭素社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

#### (目的)

**第1条** この条例は、持続可能な脱炭素社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、地球規模の環境保全の視点から、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、循環型かつ災害に強い強靭な社会の実現を図り、もって県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

**第2条** 持続可能な脱炭素社会づくりは、持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言を踏まえつつ、令和32年度（2050年度）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること（二酸化炭素の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。）を目標として行われなければならない。

2 持続可能な脱炭素社会づくりは、環境、経済及び社会の三側面に配慮しつつ、県、市町村、事業者及び県民が協働して取り組まなければならない。

#### (県の責務)

**第3条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

#### (事業者の責務)

**第4条** 事業者は、事業活動において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (県民の責務)

**第5条** 県民は、日常生活において、持続可能な脱炭素社会づくりに関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (市町村との連携)

**第6条** 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の推進に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する持続

可能な脱炭素社会づくりに関する施策に協力するものとする。

#### (行動計画)

**第7条** 知事は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めなければならない。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する方針

(2) 持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策

3 知事は、行動計画を定めようとするときは、あらかじめ、長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 知事は、行動計画における施策の進捗状況を踏まえ、おおむね5年ごとに行動計画の見直しを行うものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。（エネルギー自立地域の確立）

**第8条** 県は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、省エネルギーを推進し、並びに地域主導型の再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、水力、小水力、バイオマス、地熱等、一度利用しても比較的短期間に再生することが可能であって、資源が枯渇しないエネルギーをいう。）の導入及び利用を促進するとともに、技術革新等を含む気候変動の緩和策及び治水対策等を含む気候変動への適応策を総合的に推進するものとする。

2 事業者は、エネルギーの効率的な使用の促進及び環境負荷の低い事業活動の推進に努めるものとする。

3 県民は、エネルギー消費量の少ない家電製品の使用、住宅に係るエネルギーの使用の合理化等、日常生活におけるエネルギーの効率的な使用に努めるものとする。

#### (プラスチックの資源循環の推進)

**第9条** 県は、プラスチックの資源循環を推進するため、使い捨てのプラスチック製品等からのリプレイス（持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品への転換をいう。次条第1項において同じ。）、プラスチック廃棄物の発生抑制並びにプラスチックの再利用及び再生利用に資する取組に努めるものとする。

2 県は、前項の取組を推進するに当たり、市町村と協力してプラスチックの資源循環に関する基本的な施策の構築に努めるものとする。

3 事業者は、プラスチックの使用量の削減、プラスチック代替素材の開発並びに代替素材を活用した製品の開発及び実用化に努めるものとする。

4 県民は、プラスチック廃棄物の削減につながる製品の選択及び市町村、事業者等が実施するプラスチック廃棄物の分別回収への協力に努めるものとする。

（持続可能な脱炭素社会づくりに資する産業イノベーションの創出の促進）

**第10条** 県は、リプレイスを促進するため、持続可能な脱炭素社会づくりに資する素材及び製品の開発及び活用を支援するものとする。

2 県は、持続可能な脱炭素社会づくりを推進するため、大学、企

業等との連携を強化し、産業イノベーションの創出（新たな製品又はサービスの開発等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。）の促進に努めるものとする。

（エシカル消費等の推進）

第11条 県は、県民に対しエシカル消費（持続可能な社会の実現のため、人、社会、環境、地域等に配慮した思いやりのある消費行動をいう。以下この条において同じ。）の主体的な実践につながる情報提供等の普及啓発を行うとともに、エシカル消費の理念に基づく取組を実践するものとする。

2 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努めるものとする。

3 県民は、消費行動が人、社会、環境、地域等に与える影響を理解し、エシカル消費の実践に努めるものとする。

4 県は、消費行動と連動させ、地消地産（地域にある資源を活用して、地域で消費するものを地域で生産することをいう。）の取組を推進するものとする。

（環境教育の推進）

第12条 県は、県民の持続可能な脱炭素社会づくりに関する意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、市町村と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

（事業者等への支援）

第13条 県は、事業者等が行う持続可能な脱炭素社会づくりに資する取組を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（国及び国内外の自治体との協働）

第14条 県は、気候変動、プラスチック廃棄物等の地球規模の課題に対し、国及び国内外の自治体と協働して取り組むため、持続可能な脱炭素社会づくりに関する本県の取組の発信、先進的な事例の収集、技術情報の交換等に努めるものとする。

（施策の実施状況の報告及び公表）

第15条 知事は、毎年、県が講じた持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策の実施状況について、議会に報告するとともに、その概要を公表しなければならない。

（財政上の措置）

第16条 県は、持続可能な脱炭素社会づくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（検討）

2 県は、この条例の施行後おおむね5年ごとに、この条例の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。



長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年10月19日

長野県教育委員会

**長野県教育委員会規則第13号**

長野県教育委員会事務処理規則及び長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部を改正する規則

（長野県教育委員会事務処理規則の一部改正）

第1条 長野県教育委員会事務処理規則（昭和46年長野県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1中「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に改める。

（長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正）

第2条 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則（昭和53年長野県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第18条第5号を次のように改める。

（5）長野県立美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）による  
長野県立美術館

第32条中「長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館は、長野県立美術館条例」に、「美術に関する資料」を「美術品」に、「こと」を「とともに、美術の振興を図り、もって教育、学術及び文化の向上に寄与すること」に改める。

第33条中「長野県信濃美術館」を「長野県立美術館」に、「長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に改める。

別表第6の2の長野県信濃美術館協議会の項中

「長野県信濃美術館  
協議会」を「長野県立美術館協  
議会」に、「長野

県信濃美術館条例」を「長野県立美術館条例」に、「信濃美術館の」を「長野県立美術館の」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条中長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則第32条の改正規定（「長野県信濃美術館は、長野県信濃美術館条例」を「長野県立美術館は、長野県立美術館条例」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。